



女性差別撤廃委員会への
事前質問に対する回答

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク
(JNNC)

2024年8月25日

はじめに

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) は、日本の第 9 次報告書に対する審議に関して活動する 39 団体からなる NGO ネットワークであり、2002 年の設立以来、政府に条約及び委員会の勧告の実現を求めてきた。以下は、事前質問に対する NGO 回答である。

問 1 条約の法的地位、可視性、選択議定書の批准

条約の規定を国内立法に完全に取り入れるためにとられた措置に関する情報を提供してください。政府、省庁、議員及び司法に対して、条約と委員会の一般勧告に習熟させるため締約国によって行われた研修、能力構築と意識向上プログラムについて報告してください。そのような研修の影響評価が行われたかどうか示してください。国内裁判所において条約の規定が言及された判例を例示してください。前回総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8) 及び 2018 年の普遍的定期的レビュー (UPR) の勧告 (A/HRC/37/15, paras. 161.11, 161.12) に沿って、選択議定書の批准に向けた締約国の検討について説明してください。未批准につながる批准の障壁について教えてください。選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して、「国会の承認」に向けた計画と展望についても報告してください。

- ・ 政府は、条約の国内法的効力について憲法 98 条 2 項を挙げ、本条約が国内法としての効力をすでに持っているとした。しかし、国内裁判所が同条約を裁判規範として性差別を救済した判例はない。
- ・ 2024 年 7 月、強制不妊手術を定める旧優生保護法の規定を憲法違反とした最高裁判決は、判決理由にて事実経過を分析するなかで、CEDAW 総括所見 (2016) の勧告の不履行には言及したが、この判決では条約適合性の判断はなされなかった。
- ・ 行政、立法、司法に対する研修等を行われていない。政府は、条約と一般勧告を内閣府と外務省の HP に掲載し、国会に情報提供しているのみである。選択議定書 (以下、議定書) の先例についての司法への研修も行うべきである。
- ・ 議定書批准を目ざす NGO「女性差別撤廃条約実現アクション」(2019 年発足) は、全国 73 団体を擁し、今年も 10 万筆もの議定書の早期批准を求める請願署名を国会に提出しているが、不採択となっている。地方議会における議定書の早期批准を求める意見書採択は 279 議会となった。一刻も早い批准が望まれる。

問 2 立法枠組みにおける差別の定義

委員会の前回総括所見に照らし、また条約第 1 条及び第 2 条に従い、直接差別、間接差別、並びに国家及び非国家行為者による公的領域・私的領域における差別を含む、女性に対する包括的な差別の定義を導入するために取った具体的な措置に関する情報を提供してください。マイノリティ女性と少女に対する複合的・交差的形態の差別を禁止し、彼女たちをハラスメントと暴力から保護するための包括的差別法に関する情報を提供してください。締約国におけるマイノリティ集団の女性に対する差別を撤廃するために取られた措置の影響を監視し、または評価する独立した専門機関を設立することへの障壁につい

て説明してください。現在女性が皇位を継ぐことを排除している皇室典範について、女性の皇位承継を可能にするために検討されている措置について詳細な情報を提供してください。

- ・ 日本に包括的反差別法はない。
- ・ マイノリティ女性が直面する複合差別の対処には包括的なアプローチが必要だ。前回審査以降、部落差別、ヘイトスピーチ、アイヌ民族の差別に対して理念法ができた。しかし罰則や救済規定はなく、交差性の視点は欠如している。差別は依然として深刻である。政府は実態調査も含め何ら措置は行っていない。
- ・ 2021年に障害者差別解消法が改正されたが、障害女性の複合差別・交差的差別の禁止が明記されていない。

問3 立法枠組みにおける差別の定義

締約国の条約第1条及び第2条の下の義務、及びあらゆる場におけるすべての女性と少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための持続可能な開発目標の目標5.1と指標5.1.1に従い、締約国における立法及び政策の調和プロセスの完了、及び条約がカバーする範囲のあらゆる分野における性別に基づく平等と非差別の促進、執行とモニタリングのタイムラインを明示してください。

- ・ 日本には、男女共同参画社会基本法はあるが、条約第1条及び第2条の下の義務を網羅しておらず、それらの義務を規定した性差別禁止法もない。
- ・ 基本法13条を受けた基本計画は5年ごとに改定されているが、第5次基本計画でも、CEDAWから再三の勧告を受けている「性差別禁止法の制定」「選択議定書の批准」「選択的夫婦別姓制度の導入」については、モニタリングの対象となる成果目標に含まれていない。
- ・ 持続可能な開発目標(SDGs)に関しては、マルチステークホルダーによる円卓会議が設けられているが、年に数回しか開催されず、執行・モニタリング機関としての機能は果たしていない。4年ぶりに改定されたSDGs実施指針の政府案では、ジェンダー平等に関する記述が著しく後退していたため、市民社会が働きかけ、優先課題に「ジェンダー平等の実現」、ステークホルダーとして「ジェンダー」が記載された。差別撤廃のための立法の重要性を政府が理解することが強く望まれる。

問4 立法枠組みにおける差別の定義

最近採択された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」と「部落差別の解消の推進に関する法律」の2つの立法枠組みには、ジェンダーの視点、及びマイノリティ女性と少女に対するヘイトスピーチ犯罪に対する制裁と救済の規定が欠けている、と委員会に報告されています。また、両法律ともその範囲において、アイヌ女性と少女を差別から保護していないと報告されています。これらの欠陥に対処するために検討されている締約国の措置を述べてください。委員会の総括所見の勧告(para.13(a))に関連して、結婚の際、結婚前の姓を保持する女性の選択を保護する立法を採択するために取られた行動に関する情報を提供してください。最近の民法改正が再婚禁止期間を100日と規定していることから、現在女性だけに存在する、離婚後再婚するまでの待機期間の廃止に向けて

検討されている措置について詳しく述べてください。

- ・ 法務省人権擁護局は部落差別、アイヌ民族、ヘイトスピーチに関する個別法のもと、人権啓発としてポスターや冊子を配布している。しかし、そこにはジェンダーの視点は不在で複合差別の問題は反映されていない。人権擁護局の人権相談事業で扱った問題について毎年出される統計発表にもこの視点は反映されていない。法務省と文科省は毎年人権白書を出しており、部落、アイヌ、外国人、障害者などの項目はあるが、啓発と相談において政府が行ったことについて報告をしているだけで、これらコミュニティ、さらにはその女性たちが、どのような人権問題に直面してどのような影響をうけたのかという実態を示す報告はない。政府による実態把握は不可欠である。
- ・ 最高裁は2021年6月、夫婦別姓訴訟で再び夫婦同姓規定を合憲とした。CEDAWは2018年12月、日本政府にフォローアップ報告の評価文書を送ったが、外務省は2年も内閣府に通知せず、国内周知を怠った。政府は、第5次基本計画において選択的夫婦別姓には言及せず、通称使用の拡大のみを盛り込んだ。世論調査では賛成が反対を大きく上回り、多くの地方議会が法改正を求める請願を採択している。しかし、2022年、保守派の介入により、政府は質問項目を変更し、その結果反対が多数となった。2024年3月、選択的夫婦別姓を求める第3次訴訟が提起された。経済界も選択的夫婦別姓を要望したが、政府は法改正の努力を怠っている。
- ・ 再婚禁止期間撤廃は法改正され2024年4月1日施行となった。

問5 国内人権機関

委員会の前回総括所見の勧告 (para. 15) に沿って、人権の促進と保護のための国内機関 (訳注: 国内人権機関) の地位に関する原則 (パリ原則) に沿う、女性の権利を含む幅広い任務・権限を持つ国内人権機関の設立に向けて締約国が取った措置について示してください。2012年に、「人権委員会設置法案」が準備され、国会に提出されたが、現在まで進展はないと報告されています。法案成立を遅らせている障碍を克服するための取り組みについて詳しく述べてください。

- ・ 政府は、2002年3月に人権擁護法案を、2012年12月に人権委員会設置法案を国会に提出したが、いずれも廃案となり、以後、国内人権機関設置は全く議論されていない。
- ・ 政府は、人権擁護委員の活動を挙げるが、これは法務大臣から委嘱された無報酬の民間人の活動であり、国内の人権状況をモニターし、条約審査への独自報告を提出したりするパリ原則に基づく国内人権機関ではない。日本は、一刻も早く国内人権機関を設置する必要がある。

問6 女性の地位向上のための国内本部機構

委員会の前回総括所見 (para. 16) に沿って、男女共同参画会議および男女共同参画推進連携会議の任務・権限が定義されているかどうか教えてください。男女共同参画局、男女共同参画会議及び推進連携会議の間の、ジェンダー予算を含む、ジェンダー主流化のための政策・プログラムの調整を確保するメカニズムについて報告してください。第5次男女共同参画基本計画が本条約の主旨に合致して実施されている

か監視するシステムの設置に配分された人的・財政的資源、並びに取られた措置についてデータを提供してください。

- ・ 国内本部機構の取組は、女性差別撤廃条約を国際基準としたジェンダー主流化への世界の動きから立ち遅れている。男女共同参画会議に女性差別撤廃条約監視専門調査会を置き、条約の完全な実施を監視し、影響調査、ジェンダー監査等を行う体系的な仕組みをつくる必要がある。また男女共同参画推進本部長（総理大臣）のリーダーシップを強化し、十分な財源を確保し、あらゆる政策分野でジェンダー予算の横断的实施が必要である。
- ・ 政策推進メカニズムに熱意と専門性を備えた当事者等を含む多様な人材、若い世代やNGO等の参画を確保し、専任の参画担当大臣を置き、国会にジェンダー平等推進に向けた常設委員会を置くべきである。

問 7 暫定的特別措置

男女間の事実上の平等を加速するために第 4 次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報を提供してください。条約第 4 条第 1 項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第 25 号（2004）に従い、法令によるクオータ制を採用する取り組みについて報告してください。また、条約のすべての分野におけるマイノリティ女性と障がいのある女性の権利強化のための措置に関する情報も提供してください。第 5 次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標について詳しく述べてください。

- ・ 2021 年 6 月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、セクハラ・マタハラ防止策など女性議員増を阻む壁の除去を盛り込んだが、政権党の反対で候補者女性比率の目標値設定はできなかった。その後の選挙でも絶対多数の政権党は目標値を設定せず、結果、全体の女性国会議員数は微増に留まっている。市民団体は法令によるクオータ制を強く求めているが、2024 年 5 月現在、同法の改正は実現していない。
- ・ 障害者権利条約の国内監視機構として設置されている内閣府障害者政策委員会の障害女性比率は若干向上したが、実質的な国内監視の機能は十分果たされておらず、施策も意識啓発にとどまり、差別禁止や積極的格差是正のための仕組みが整えられていない。格差是正のための障害者ジェンダー統計も未整備である。
- ・ 第 5 次基本計画には「複合的な困難に直面する女性」とする表現があるだけで、計画のどの分野にもマイノリティ女性を含む多様な女性たちの共同参画を推進する視点はない。

問 8 固定観念（ステレオタイプ）と有害な慣行

男女共同参画社会基本法、第 4 次男女共同参画基本計画と人権教育の諸計画に関して、女性と少女の性的対象化との闘い、そして、民族的及びその他のマイノリティ女性と少女、とりわけアイヌ、部落、在日コリアンと移住女性に対する性差別的ヘイトスピーチとの闘いの有効性を測定できる情報、データあるいは指標があるかどうか教えてください。教育、雇用、経済とビジネス活動、政治的・公的活動、そして

家族関係に反映されている家父長的態度と根強い固定観念をなくすための措置について詳しく述べてください。この点における監視、遵守、点検、苦情申し立て、救済の仕組みを確保するために取られた措置に関する情報を提供してください。

- ・ 女性と少女の性的対象化については、実効性ある防止策はほぼ皆無である。SNS 上で少女に近づき、巧妙な手口で「児童性的虐待画像（CSAM）」を送らせる「児童ポルノ法」違反は後を絶たず、年間約 2,000 人の加害者が検挙されているが、被害の重大さに比べ処罰が軽すぎるなど防止策に乏しい。非実在児童の CSAM は現行法の規制対象ではなく、表現の自由を理由に、政府は規制に消極的である。しかし、生成 AI が作成した CSAM は、実在の児童との見極めが困難なため、児童への被害を助長し捜査を混乱させる可能性がある。一刻も早く対策を取るべきである。
- ・ ネット上での被差別部落のアウティングによって結婚差別や就職差別が引き起こされる可能性が高い。アウティングによって自分の家がさらされる恐怖による心身への影響は大きく、救済が必要である。実効性のある相談が行える仕組みが欠如している。
- ・ 教育では、ステレオタイプをなくすための男女共修の家庭科の時間数削減が起きている。新たに導入された教科「道徳」では、不平等を固定化・助長する新自由主義的性別役割分業が刷り込まれた教科書が現れ、ステレオタイプが強化される恐れがある。
- ・ 政府は、固定観念、有害な慣行、性別役割分担、アンコンシャス・バイアスの見直しに向けて各分野の政策監視、点検、評価、救済の仕組みを整備し、ハラスメント、ヘイトクライム等の人権侵害解消を進める必要がある。

問 9 ジェンダーに基づく女性に対する暴力

条約の規定及び委員会的一般勧告第 35 号にあげられたガイダンスに沿って、ドメスティック・バイオレンス、夫婦間レイプおよび近親姦を処罰する規定を含む、女性に対する暴力の根絶を確保するよう刑法を改正するために取られた措置について報告してください。夫婦間レイプに対する立法について、及びレイプの事例で犯罪を判断するにあたり夫婦間であることが加重要因とみなされるのかどうかについての詳細な内容を提供してください。振るわれた暴力の様々な形態に関して、年齢、民族、場所、在留の地位、国籍、被害者と加害者の関係について分類されたデータを提供してください。捜査件数、加害者の起訴、有罪、処罰件数のデータについて詳しく述べてください。暴力の被害者に提供されるシェルターと支援施設に関するデータを提供してください。そのような場合の加害者の言動を制限する命令の申請に関する詳細な内容を提供してください。また、女性と少女に対する性暴力に関する各種のポルノグラフィを撤廃するために取られた措置についても詳しく述べてください。

- ・ 刑法の性犯罪規定は 2023 年に再改正され、「不同意性交等罪」となった。夫婦間レイプも対象となるが加重処罰は無い。性交同意年齢が「16 歳未満」に引き上げられ公訴時効期間も延長された。
- ・ 内閣府男女共同参画局の調査（2024 年）によると、DV の被害者は女性の 27.5%（約 990 万人）、そのうち命の危険を感じた人は 23.3%（約 230 万人）である。性暴力被害者は女性の 8.1%（約 30 万人）であるが、そのうち 55.7% はどこにも誰にも相談していないため、ほとんどが回復支援に繋がっていない。

ない。2022年度、警察の性暴力犯罪認知件数は1,655件に過ぎない。

- ・ 全国のDVセンターに寄せられる相談件数は増加し続け、2022年には12万件を超えた。警察への相談件数も8万件と増え続けている。しかし、保護命令の認容件数は2014年から減少傾向にある（2022年1,111件）。さらに、公的な回復支援機能は劣化の一途をたどり、公的シェルターの利用率は35%以下である（2022年2,963人）。中長期の回復支援センターは18%しか利用されていない。一方、120の民間シェルターが2019年度に3,414人を保護しており、回復支援の重要な役割を担っている（2021年3月、「DV被害者のための民間シェルター実態調査」）。
- ・ 障害女性のDV相談件数は高い増加率だが、国の調査でも、障害のある被害者は、十分に想定されていない。電話による相談が困難な対象者を想定したメール相談実施は1割程度で、療養施設等での異性介助も続いている。
- ・ 移住女性は高リスクで被害を受けている。2021年3月に、DV被害者のスリランカ女性が警察により在留資格がないとして入管収容施設に収容され死亡した。移住女性の救済策は不十分なままである。
- ・ ポルノ規制については、2022年AV出演被害防止救済法、2023年には性的姿態撮影等処罰法、16歳未満への性的なグルーミング行為を規制する法律が施行した。しかし、警察庁の通報窓口への匿名通報制度では、見た目だけでは児童かどうかの判断が困難なため削除できず、SNS上で児童ポルノが氾濫している。

問10 ジェンダーに基づく女性に対する暴力

優生保護法に関する委員会の前回総括所見（para. 25）に沿って、女性に対する強制不妊手術という形態での過去の侵害の調査結果に関する詳細な情報を提供してください。強制不妊措置の被害者に対する補償及びリハビリテーション・サービスをともなう法的救済へのアクセス提供の具体的措置について報告してください。

- ・ 前回勧告後、強制不妊手術被害者が2018年に国家賠償請求訴訟を起こし、全国で裁判が提起され、2024年7月には最高裁大法廷で、被害者の損害賠償請求を認める判決が出た。国会では、2019年に議員立法として、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、申請者に320万円が支給されることになった。この法律の規定で、優生保護法に関する調査が行われ、報告書が公表された。ただ、一時金の申請数は、国で把握している被害者、約25,000人の4%程度にとどまっている。医療機関・福祉施設への実質的な調査が不十分で、被害者の掘り起こしにつながっていない。判決は出たが、被害者への補償を含む、全面解決に向けた立法、補償の仕組みづくりはこれからで、当事者を含む第三者委員による被害の真相究明と検証が大きな課題だ。
- ・ CRPDの勧告パラ38(b)も出ているが、国による調査はなされる予定がない。障害のある女性のリプロダクティブ・ヘルス・ライツは確立されていない。

問11 ジェンダーに基づく女性に対する暴力

学校・家庭で広く行われている慣行としての体罰の蔓延と、法的枠組みにおいてあらゆる状況での体罰の明確な禁止措置が欠けていることが委員会に報告されています。報告期間中の子どもの権利委員会に

よる勧告（CRC/C/JPN/CO/4-5）も参照し、女性と少女に対する暴力の撤廃に向けた全体的取り組みを支援するために、子どもに対する体罰の禁止と撤廃に向けて取られた措置に関する情報を提供してください。

- ・ 児童虐待防止法改正で「体罰禁止」を法で定めた後も、虐待相談件数は前年度より5.8%増え、調査開始の1990年以降連続して増加している。
- ・ 体罰禁止の実効的措置は、市区町村実施事業「子育てひろば」「子育て支援センター」、公共放送・メディアによるキャンペーンがあるが不十分である。
- ・ 専門家の「体罰禁止」の個別支援や加害者の自主研修への支援、子どもの生きる権利を認識し、体罰なしの教育や子育ての実践を保障する政策的な措置が必要である。

問 12 人身取引と売買春による搾取

「人身取引対策行動計画」のもとで達成した成果について、情報を提供してください。人身取引被害者が利用できる、人身取引被害者認定制度を含む支援プログラムについて、性別、年齢、国籍ごとの最新情報と共に、加害者が受けた起訴、有罪判決、刑罰についての情報を提供してください。女性と少女の人身取引を防止し、被害者を保護し、加害者の訴追を促進するために取られた二国間協力、地域間協力、または国際協力の改善策について詳細な内容を報告してください。また、技能実習制度における改革の実施状況を詳しく述べてください。

- ・ 被害者認定は9割以上が女性であり、認定後の施策は婦人施設での一時保護、在留特別許可の付与、帰国支援等に限られる。長期的な心身へのケアや生活・就労支援、損害賠償の仕組み等はなく、包括的保護施策が貧弱である。
- ・ 2023年に起訴された加害者43人中、有罪確定は33人、うち実刑はわずか5人で執行猶予付きが17人、罰金刑のみが11人。大半が懲役3年以下で処罰は軽い。
- ・ 児童性的虐待画像や児童買春、性風俗店・AV事業者による性搾取について、需要側への対策が皆無のため、年間数千件の児童ポルノ・児童買春摘発はあっても根本的解消にはなっていない。
- ・ 技能実習制度では、高額な前借金と強制帰国、低賃金・長時間労働、暴行・暴言が横行し、耐えかね「失踪」する実習生が不法就労等で逮捕されている。また妊娠・出産により堕胎か帰国かを迫られたり死体遺棄の刑罰の対象になるなど、特に女性実習生が苦境にある。改正法で新設された育成就労制度も、転職の自由や高額債務負担の排除等が不十分である。

問 13 「慰安婦」

「慰安婦」に対して行われた侵害に関する締約国の責任の差し迫った、未解決の問題に照らして、前回総括所見（para. 29）に関して、被害者の真実と正義への権利、並びに十分かつ効果的な救済及び賠償を含む救済の権利を認めることを確保するための協議の取り組み、取られた措置に関する情報を提供してください。指導的地位にある者と公職にある者が、被害者が再びトラウマを受ける効果のある、貶めるような発言を行わないようにするために取られた措置を示してください。

- ・ 日本政府は、日本軍性奴隷制の被害者の真実と正義への権利、並びに救済の権利を確保する努力をしていない。それどころか、政府自体が日本軍性奴隷制に関する事実を否定している。2019 年度版以降の『外交青書』では、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20 万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる」と記載しており、このような見解を政府として世界に発信する行為自体が、継続して被害者を傷つけている。
- ・ 日本政府からの損害賠償を求めて闘ってきた韓国の「慰安婦」被害者と遺族らが韓国で提訴した 2 件の訴訟では、第 1 次裁判は 2021 年 1 月 8 日にソウル中央地方法院で、第 2 次裁判は 2023 年 11 月 23 日にソウル高等法院で、それぞれ「主権免除」を排除して日本政府に賠償を命じる判決が下された。しかし、日本政府はいずれにも「国際法違反だ」と韓国政府に抗議し、上訴はせず判決は確定したが賠償に応じていない。
- ・ 教科書については、「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」との検定基準が新設され、政府による介入はさらに進んだ。

問 14 政治的及び公的生活への参加

第 4 次男女共同参画基本計画について、指導的地位の女性の割合を 30%とする目標が達成できないことが委員会に報告されています。さらに、政治的・公的生活、特に上級の地位に女性の代表が不足しているということも知らされています。前回総括所見 (paras. 18, 19, 30, 31) に沿って、ジェンダー・パリテイ (ジェンダー公正) を達成するための政党に関する立法内容の変更についての情報、及び立法府、行政府、司法府における女性の参加に関する最新の統計を提供してください。また、その法律に不遵守に対する制裁が含まれているか、また実施のための仕組みが設置されているかどうかを示してください。その法律が直近の選挙に適用されたのであれば、得られた成果に関するデータを提供してください。意思決定における女性の参加の重要性について、また締約国において必要な女性のエンパワーメントに向けて、意識向上のためのキャンペーンや他の取り組みが行われたかどうか示してください。第 5 次男女共同参画基本計画における指導的地位に女性をつけるための目標割合と取られた戦略に関する情報を提供してください。

- ・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(2018) は、立候補者男女比率同数を政党に求めるが、罰則のない規定で実効性に限界がある。超党派議員連盟は同法の強化を目指したが、2021 年改正は限定的内容に留まり、クオータ制の法制化には至らなかった。政権党にクオータ制への反対が根強い。同年の衆議院議員選挙では、女性立候補者は全数の 18%で政府が掲げた 35%を大きく下回り、女性議員数は減った。
- ・ 地方議会の 14%は女性ゼロ、24%が女性 1 人だけの議会、つまり地方議会の 4 割が「ゼロワン議会」という惨状だ (2023 年末)。市民団体はクオータ制の法制化だけでなく、女性が立候補しにくい選挙制度の見直しを含むジェンダー視点での政治改革を求めている。

問 15 国籍

婚外子が母親の国籍を付与されることに関して女性が直面する問題について、女性に法的手段を確保す

るために締約国によって検討されている措置に関する情報を提供してください。二重国籍の禁止及び国籍法の抵触によって女性と少女が無国籍の状態に陥る場合、彼女たちの国籍取得に関する締約国により想定される保護措置についても詳しく述べてください。

・婚外子の国籍取得のための措置について、届出には18歳未満という年齢制限があるため、親権者の協力が得られない場合には多くの法律上、事実上の障害がある。

無国籍の防止については、①そもそも無国籍者を確認する制度・機関が存在しない、②「父母が不明又は無国籍」以外の場合(例えば父母の本国法で国外出生子は国籍を取得できない場合)には子は日本国籍を取得できず、法務大臣の裁量判断による帰化しか方法がないという問題がある。

問 16 教育

科学、情報通信技術を含む技術、工学、数学 (STEM) 並びに医学、社会科学など、伝統的に男性が優勢な研究分野を含む高等教育の入学と修了における女性の割合を拡大するために取られた、暫定的特別措置を含む具体的な措置に関する情報を提供してください。統計が、名門大学においてジェンダー割合が歪んでいることを示し、大学の入学試験の不平等な慣行によって、STEM の分野、特に医学部において女性の受験生の合格が妨げられていると報告されています。また前回総括所見の勧告 (para. 33(b)) に沿って、教育分野における上級管理職と意思決定の地位における女性の割合と女性教授の数を増やすために取られた措置に関して、最新のデータとともに詳しく述べてください。

- ・理工系学生の女性割合は、理学部27.9%、工学部15.4%である(2019年)。大学によっては女子枠を設けているところもある。
- ・医科大学の「性別による合格率」は文科省が、「入学試験の公正を求める通知」を出し一定の前進がある。「女子は医療現場の長時間労働の担い手として劣る」という発想の転換と労働条件改善が必要である。
- ・女性教職員が中学・高校の管理職につけない理由に「家事育児と仕事の両立が難しい」がある。保育、介護の女性への過重負担の解決が必要である。
- ・教員採用試験倍率の低下、教員志望者の減少により、欠員問題が深刻である。大量退職、精神的理由の病欠が過去最多、長時間過密労働、勤務体制と教育活動、コロナ禍での教育DX等が背景にある。今すぐ、教員の働き方改革を行う必要がある。

問 17 教育

委員会に提出された情報によれば、アイヌと部落の少女たちは奨学金の利用が容易にできず、朝鮮学校の生徒たちは高校就学金支援制度や公的奨学金制度から排除されています。地方自治体政府が朝鮮学校への助成金を削減したと報告されています。この点に関して説明してください。締約国は、いじめ及びマイノリティ女性や少女を標的にした人種差別的表現を含む、教育機関における女性と少女に対する暴力の防止、処罰、撤廃のためにどのような対応を考えているのか詳しく述べてください。また、障がいのある少女の教育へのアクセスにおける障壁に関して報告してください。学校の必修カリキュラムに、責任

ある性行動を含め、性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育を含めるために取った措置に関して、情報を提供してください。締約国が学校教育制度を通して、ジェンダー・ステレオタイプな考え方や態度をなくすために行った意識向上と敏感さを促す取り組みについて報告してください。

- ・ 部落の子どもに向けた政府の奨学金プログラムはない。アイヌ民族に関しては北海道庁が高等教育の奨学金事業を実施しているが、性別のデータは入手不可である。政府の高校就学支援金制度において朝鮮学校は除外されたままであり、自治体レベルの朝鮮学校への補助金事業も多くの自治体は撤退したままで。政府は、政治・外交的な理由で除外したにもかかわらず、その理由については「審査基準を満たしていない」という弁明を繰り返してきた。
- ・ 日本では現在でも分離教育が是認されており、障害のある人の統合された環境での教育へのアクセスは保障されていない。また、過去に、東京都立七生養護学校での性教育実践が、都議会による政治介入で不適切とされた事件があり、裁判で違法な介入とされたにもかかわらず（2011. 9. 16 東京高裁判決）、文科省は包括的性教育を推進しようとしていない。

問 18 雇用

2015 年の職業生活における女性活躍推進法、労働基準法及び他の関連する法の下で行われた、労働市場において根強く続く男女の水平的・垂直的職業分離、及び広範にわたるジェンダー賃金格差に対する具体的な取り組みを示してください。同一価値労働同一賃金原則の実施状況について報告してください。委員会の前回総括所見の勧告（para. 35(c) (d)）に沿って、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために禁止し、適切な制裁を規定する法的枠組み、及び妊娠・出産・育児を理由とするものを含む、雇用における差別事例において被害者に司法へのアクセスを提供する法的枠組みを採択するための取り組みについて明らかにしてください。職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事例、セクシュアル・ハラスメント並びに他の形態の差別事例についての調査結果をデータとともに報告してください。労働基準監督官の実施した調査の種類、件数、及び労働基準監督官の直面した困難について詳細を述べてください。

- ・ 2023 年 7 月女性活躍推進法に基づく男女賃金格差が公表された。公表企業 14577 社全体でみると、女性賃金は正規で男性の 75.2%、非正規も含めると 69.5%である。格差は企業規模が大きいほど広がり、経団連役員企業 20 社中、正規女性で 59%未満の企業が 7 社もある。原因は管理職や上位階層に占める女性比率の低さと非正規労働者の低賃金にある。コース別雇用で女性は一般職が圧倒的で管理職登用が少なく、コースによる間接差別である。
国家公務員の正規男性 100 に対し非正規女性の賃金は 37.1%である。民間も公務も男女賃金格差の縮小・是正が急務である。女性の貧困は一層進み、高齢女性の困窮は一層深刻になる。
- ・ 働く女性の 53.4%が非正規（男性 22%）で、全非正規労働者の 68.2%を占める。最低賃金は低く地域別で、2023 年の最高（東京）1113 円と最低（岩手）893 円で 220 円の差がある。全国労働組合総連合の生計費調査では、全国で時給 1500 円以上が必要であった。全国一律最低賃金と 1500 円への引き上げが必要である。

- ・ 労働契約法 20 条（有期契約を理由とする不合理な労働条件禁止）裁判で、高裁は正社員の 60% の賞与支払（約 42 万円：大阪医科薬科大学の秘書年収 190 万円）、25% の退職金支払（約 50 万円：メトロコマース、退職金ゼロ）を認めたが、最高裁は「不支給は不合理とは言えない」と棄却した（2020 年 10 月 13 日）。最高裁は同一労働同一賃金への期待を裏切った。
2024 年 4 月 26 日盛岡地裁は、NTT 関連会社で働く契約社員と正規女性の賃金及び賞与（社員年 5 か月程度、契約社員ゼロ）の著しい格差に対し、上記の最高裁判決を踏襲し「不合理とは言えない」と請求を棄却した。非正規労働者への差別の固定化が懸念される。
- ・ コース別雇用の一般職女性の差別事件で、2024 年 5 月 13 日東京地裁は、コース転換制度もない中一般職女性は少額の住宅手当で、男性は家賃の 80% 会社負担の社宅貸与が間接差別であることを認め 370 万円の賠償を命じた。一般職の男女賃金格差は会社の裁量を認め却下した。判決は確定した。
- ・ 地方自治体で働く非正規公務員は約 112 万人（2020.4 総務省調査）、内女性は 76.6% である。正規公務員の女性比率 40% 弱と比較し大幅に高い。2020 年 4 月から設けられた会計年度任用職員制度により、非正規公務員の労働基本権はく奪され、雇用不安も広がり、法の谷間に置かれている。総務省は 2024 年 6 月、公募制度の見直しを通達するなどしているが、不安定雇用は解消されていない。
当事者団体が実施した Web アンケート（2021 年）では以下の実態が明らかになった。
 - 非正規公務員が恒常的な公務を 1 年の単年度任用、低い賃金・待遇で担わされている。
 - ハラスメントが多く、契約更新の不安等から、声に出せない。
 - 年収 200 万円未満が全体の 5 割を超え、女性で主たる生計維持者（378 人）の 4 割以上が 2020 年の年収が 200 万円未満、7 割が 250 万円未満であった。
 待遇格差は雇用形態による差異を装った賃金差別であり、同一価値労働同一賃金による見直しが急務だ。現状では公務サービスの不安定化を招き、住民全体の不利益につながる。
- ・ 育休中に保育園が見つからず正社員復帰が前提の制度で契約社員となった女性が、保育園確保後に正社員復帰を求めたが会社は拒否し雇止めとなった。2018 年 9 月東京地裁は雇止めを無効としたが正社員の地位は認めず、2019 年 11 月高裁は、雇止めを有効とし、原告の記者会見発言を名誉毀損として 55 万円の損害賠償を命じた。最高裁は 2020 年 12 月 8 日上告を棄却した。育児休業取得に対する不利益取扱いの明確な禁止が必要である。
- ・ 全国の労働局の労働相談のトップはハラスメントである。全労連女性部 2020 年調査では、ハラスメント（セクハラ・パワハラ）を 28.3%、マタニティハラスメントを 16.0% が受けていた。ハラスメント禁止法と罰則が必要だ。

問 19 雇用

両親休暇、男性の育児責任への平等な参加及び十分な保育施設を確保するために締約国によって取られた措置に関する情報を提供してください。家事労働者の権利に関する意識向上のための、及びこの集団の保護を提供するための具体的なプログラムが整備されているかどうか示してください。マイノリティ女性と移住女性に対する雇用分野における政策のインパクトに関する情報をそれぞれに分類して提供してください。ILO の基本条約の一つである、差別待遇（雇用及び職業）条約（1958 年、第 111 号条約）の批准に向けた措置の詳細を提供してください。また、母性保護条約（2000 年、第 183 号条約）、家事労

働者条約（2011年、第189号条約）、及び暴力とハラスメント禁止条約（2019年、第190号条約）の批准の検討に関する情報も提供してください。

- ・ 男性の育児休業取得率は、2022年度約17%になったが、2025年目標50%には開きがある。大企業で取得日数は平均で43.7日となり、「1か月以上」の割合が60%近くになった。従業員300人以下の企業では、取得日数「1か月以上」の割合が約30%、「5日未満」が46%余りである。2024年通常国会で育児介護休業等及び次世代育成支援対策の推進法が成立したが、国の目標達成には不十分な内容である。
- ・ 国の集計から除外される「隠れ待機児童」は2022年より5000人弱増加、計66168人である。認可保育所に入れず育児休業を続ける人の増加が目立つ。政府は「こども未来戦略方針」を2023年6月に閣議決定し、①1歳児6人に保育士1人を5対1に、②4・5歳児30人に保育士1人を25対1に75年ぶりに基準を改善した。しかし民間団体の調査では、保育士が確保できず、保育施設の3割が配置基準の改善ができないと回答している。保育士の待遇改善が必要だ。
- ・ 外国からの技能実習生が、違法な労働契約のもと、恋愛を禁止され、妊娠・出産すれば帰国を強いられるなど、非人道的な処遇を受けている。死産後1日を共に過ごしたことが死体遺棄とされ逮捕、最高裁で無罪となったケースもある。人権侵害を無くすため抜本的な対策が必要である。
- ・ 未批准のILO111, 183, 189, 190号と175号条約は条約毎に批准時期を設定し、具体的準備を開始すべきである。家事労働者の労働者性を厚労省で検討中だが、労働者とすべきである。

問20 健康

委員会に提出された情報によると、締約国の刑法は人工妊娠中絶を禁止し、母体保護法の規定は、人工妊娠中絶について配偶者の同意を要求しています。前回総括所見の勧告（para. 39(a)(b)）に沿って、これらの規定を改正するために締約国が意図している措置に関する情報を提供してください。女性のための安全な人工妊娠中絶へのアクセス可能性と利用可能性を拡大するために取った措置について報告してください。人工妊娠中絶のサービスを必要とする女性に対して、安全な中絶方法に関する科学的に正しい情報を提供するための締約国による取り組みを示してください。委員会の前回総括所見（para. 39）に沿って、女性と少女の自殺を防止することを目指した、目標と指標を含む包括的な計画の採択について締約国が実施した取り組みに関する情報を提供してください。この問題に対処するために導入された他のいかなる措置についても、その成果についてのデータを統計とともに詳しく述べてください。

- ・ 妊娠中絶を刑罰をもって禁止する墮胎罪があり、母体保護法では中絶には配偶者の同意を要件としている。中絶方法については掻把法が中心であり、身体的危険、精神的負担を掛けている。初期中絶費用も10万円前後と高額である。経口人工中絶薬は、入院か院内待機が必要で高額、自宅等での利用はできず、扱う病院も少なく、選択肢は狭いままであり、2024年5月の販売開始から半年間で利用者は724人に過ぎない。
- ・ 緊急避妊薬も、処方箋なしで薬局にて購入は、実現されていない。厚労省は一部の薬局でのみの試験的販売を行う調査研究を始めたが、購入できるのは16歳以上の女性で、16歳、17歳は保護者の

同伴が必要という重大な制約が設けられ、取り扱いは全薬局の0.2%だけである。

- ・ 政府は、2023年の普遍的定期的レビュー（UPR）における、墮胎罪及び母体保護法改正、包括的性教育に関するSRHR分野の主要な勧告の受入れを拒否した。
- ・ 自殺対策については、新型コロナウイルス蔓延の影響で、女性の自殺者が増加しており（2020年から2022年まで3年連続増加）、女性の失業や経済的苦境、DV、孤立等の根本的原因への対応にどの程度踏み込めるかは不明である。

問 21 健康

放射能汚染の影響を受けた女性の健康状態について詳しく述べてください。福島第一原発に関連して認められた健康被害を示し、福島県における放射能の影響を受けた、妊娠している女性を含む、女性と少女に医療措置を提供するための制度が設置されたかどうか教えてください。委員会に提出された情報によると、たばこの利用が女性と少女の健康に有害な影響を及ぼしており、締約国において女性の死因の4.88%であり、妊娠している女性を含む女性と少女のより多くが間接喫煙の影響を受けています。屋内の公共の場と職場における喫煙を禁止し、魅力的な宣伝用包装を抑止する、たばこ規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約への締約国の義務と法律を一致させる上でのギャップに対応するための締約国の取り組みを示してください。

- ・ 子どもや社会的弱者のケア責任を負う女性たちの多くは、福島原発事故後、20倍に引き上げられた被ばくの基準値に反対してきたが、結局この14年間、事故前の数倍、数十倍超の被曝を強いられた。今も福島では田畑や山林の7割が未除染だが、政府は汚染土の再利用を計画。放射性汚染水も海洋放出された。子ども38万人中370人が小児甲状腺がんを発症したが、政府、東電、福島県は事故との因果関係を否定している。
- ・ PFAS汚染は、米軍基地周辺に限らず全国に広がっている。日本の水道水のPFASの暫定目標値は50ng/lとされているが、米国の基準値はPFOSとPFOAそれぞれ4ng/l。汚染地域住民の血中濃度は過半数が「健康リスク」とされる20ng/mlを超えているが、政府は汚染源を特定していない。米軍基地由来の汚染については、自由な調査ができず、汚染源特定には至っていない。政府はようやく水道水の全国調査を始めたが、放射性物質もPFASも規制が緩く、健康調査や検証も不十分である。

問 22 経済的および社会的給付

貧困による女性と少女への不均衡な影響を最小限にすること、寡婦、障がいのある女性と高齢女性に最低限の生活水準を保障することに特に注意を払った年金制度の改革に関する前回総括所見の勧告（para. 41）に関連して、締約国によって行われた取り組みと達成された成果について報告してください。災害弔慰金の支給等に関する法律にジェンダーの要素を取り入れること、及び締約国における女性の起業を活性化する取り組みに関する情報を提供してください。

- ・ 就労女性の50%以上が非正規雇用である。女性の低賃金を反映し、2022年の厚生年金給付額は男性16.4万円、女性11.5万円であり、高齢単身女性は貧困率（2021年）が44%であった。男女賃金格差

により、高齢単身女性が十分な生活水準を保障されない。厚労省は2024年10月から51人以上から100人の企業のパート・アルバイト（週20時間以上）にも厚生年金を拡大するが、50人以下は労使合意が必要である。女性の働く権利の制限につながった男性稼ぎ主と専業主婦をモデルとする年金制度見直しや、個人でも生きられる最低保証年金制度は、厚労省の年金改革に向けた議論での5項目に入っていない。

- ・ 生活保護に関しては、2013年以後、あらゆる側面で引き下げが続く。2018年、児童養育とひとり親世帯に関する加算が減額された。2024年度の給付水準は2012年度よりも低く、受給世帯の貧困状態は深刻化している。生活保護の障害者加算と母子加算は、併給が認められない。児童扶養手当と障害年金の併給は、2014年より部分的に認められたが、自治体による運用の差が大きい。申請主義が権利侵害につながる状況も改善されていない。
- ・ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」には性別の区別はないが、女性は生計維持者と認定されにくい。非生計維持者である女性が死亡した際の弔慰金は、生計維持者である男性の1/2である。ジェンダー平等の観点からの法改正は行われておらず、生命の価値における性差別が温存されている。
- ・ 2019年、旧優生保護法による優生手術の被害者に一時金320万円が給付されることとなったが、判明している被害者数に対し、補償金を申請して支給を受けた被害者は4%に過ぎない。

問23 農村女性と不利な立場に置かれている女性の集団

締約国の農村地域の女性の状況、特に土地利用と土地所有権を改善するための措置に関する情報を提供してください。意思決定や政策形成への女性の参加を確保するために取った措置について詳しく述べてください。委員会の前回総括所見の勧告（para. 43）に関連して、家族経営における女性の労働を認めるための所得税法の見直しの現状について報告をしてください。アイヌ、部落、在日コリアンを含む先住民族と民族的マイノリティ女性、障がいのある女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー女性、移住女性、高齢女性、寡婦が、教育、雇用、保健、政治的・公的活動への参加において直面している、交差的形態の差別に対処するために取った措置について詳細な報告を提供してください。また、これら女性たちの司法へのアクセスと、シェルター、福祉サービス、法律や心理カウンセリングなど、その他のサービスへのアクセスのために取った具体的措置を示してください。

- ・ 国は女性の農地所有率を調べていない。女性は親の死亡による相続で農地を取得する場合はあるが、他に農地を取得する率は少ない。女性が農業経営に参加しづらい状況（農政や地域農業に関する知識不足など）の改善が必要である。
- ・ 所得税法56条の見直しは行われていない。農村・商工自営業（事業主の多くは男性）では、家族従業者（多くは女性）の労働対価は事業主の所得に合算される。家族従業者への報酬は事業の必要経費と認められず、税制上は無償労働を強いられている。56条は家族従業者女性への人権侵害であり、経済的自立を妨げる差別的法規である。56条廃止の請願署名が広がり、地方議会の意見書は572に上る。
- ・ 先住民族や民族的マイノリティ女性の政治、経済、社会、文化的活動への平等な参加を阻む要因についての調査や協議も平等な参加の必要性についての確認も行われたことはない。2024年4月に困難女性支援法が施行されたが、困難が生じる原因や構造、差別の複合性や交差性への言及はない。

問 24 気候変動及び災害リスク低減および管理

女性に対する気候変動の不均衡な影響に関して、及び委員会の、気候変動における災害リスク低減のジェンダーに関する一般勧告第 37 号に沿って、締約国の気候変動緩和・エネルギー政策について、それらが女性の権利の保護促進をどのように具体的に確保するのかについて詳しく述べてください。報告期間中の中央防災会議のメンバーの女性割合に関してデータとともに明らかにしてください。また、委員会の前回総括所見の勧告 (para. 45) に関連して、地方公共団体防災会議のメンバーの女性割合もデータとともに報告してください。締約国の気候変動への適応と災害リスク低減の枠組みにジェンダーの視点を取り入れる規定を示してください。

- ・ 2050 年までに脱炭素社会の宣言は出されたが、化石燃料による火力発電が 72.7% (2022)、自然再生エネルギーは太陽光発電 9.9%、水力発電 7.1% など 22.7% で現状は進んでいるとは言えない。また気候変動緩和・エネルギー政策に女性の権利の保護の政策は見いだせない。
- ・ 中央防災会議の女性比率 26.7% (2023)、地方防災会議は都道府県 19.2%、市町村 10.3% で、政府の目標値である 3 割には程遠い。災害リスク削減における女性の意思決定への促進は、第 5 次男女共同参画基本計画や防災基本計画に明記されているが自治体の災害防災部門の女性職員は 1 割、女性ゼロ 6 割が現状である。災害関連死を出さないためには女性、高齢者、障がい者など多様な立場の参画が不可欠である。2023 年改正の気候変動適応法にはジェンダー・女性への言及はないが、同年に策定された計画には「ジェンダー平等や脆弱性の高い集団や地域にも配慮した意志決定・合意形成」とある。しかし計画の KPI (Key Performance Indicator) の項目にはない。

問 25 結婚および家族関係

委員会の前回総括所見の勧告 (paras. 49(a)(b)) に照らして、離婚しようとする女性に配偶者の経済的状況に関する情報へのアクセスを提供することを含む、離婚する夫婦のための明確な手続きによる、婚姻財産の分配を管理するために締約国によって取られた措置を示してください。両親が離婚する際の子どもの福利の保障を確保するために締約国によって取られた措置について詳しく述べてください。報告によると、婚外子について言及する際、「嫡出でない子」という法律用語がいまだに使用されています。そのような用語を撤廃し、未婚の母から生まれる子どもに対する社会的差別を撤廃するための具体的な措置について報告してください。

- ・ 2024 年の民法改正では、離婚時の婚姻財産の分配に関して、婚姻によるキャリアの中断で失った経済的損失が考慮されていない。財産開示命令制度は導入されているが、当事者の義務ではなく、裁判官の裁量に委ねられている。養育費に対する強制措置が強化され、法定の法定の養育費制度が導入されたが、その裁判手続きは女性にとって大きな負担がある。さらに、新たに導入された共同親権制度は子どもの保護に役立つという意見があるが、DV を受けている女性にとって離婚を困難にするという批判がある。
- ・ 婚外子への相続差別が 2013 年に廃止されてからも、嫡出概念が維持されている。出生届には「嫡出

子」「嫡出でない子」の記載欄があり、2010年に一部運用上の変更があったが、「嫡出でない子」の記載強要が繰り返されている。更に、婚外子と一目でわかる戸籍の続柄差別記載も多くが維持されている。2024年4月に施行された民法（親子法制）の改正でも「嫡出」という用語は廃止されていない。

事前質問に含まれない追加課題 沖縄の性暴力

- ・ 米軍基地の集中する沖縄での米兵による女性への性暴力が頻発している。政府は2023年12月に起こった事件を沖縄県に知らせなかった。その後半年間でさらに5件の事件が起こっていた。基地と軍隊による性暴力から女性を守るために日米地位協定の改定を含め、具体的な措置をとるべきである。

以上